

# 九州作物学会報投稿規定

(令和4年10月19日 制定)

1. 本会報に掲載する論文は原則として講演会で発表したものに限る。ただし、沖縄県および鹿児島県と長崎県の離島の会員については、この限りではない。
2. 筆頭著者は本会の会員でなければならない。ただし、編集委員長が必要と認めたときは会員以外の寄稿を受けることができる。
3. 投稿原稿は会報に掲載の原稿作成要領に従って作成する。
4. 原稿は提出期限までに著者の連絡先（住所、電話番号、Fax、メールアドレス）を付記して、本会（編集幹事）宛に、電子メールの添付ファイル形式で送付する。原稿のファイル形式はPDFを推奨し、ファイルのサイズは5MB以下とし、原稿のファイル名は九州作物学会報投稿原稿（著者氏名）とする。
5. 提出後の原稿の取扱いは編集幹事に一任する。
6. 校閲者あるいは編集幹事が修正を必要と認めた原稿は、意見を付して投稿者に返却し、再提出を求めることができる。
7. 著者校正は初校のみとする。その際、文章の修正、内容の変更などは行わない。
8. 割付けは原則として編集幹事に一任する。
9. 著者負担費用は以下の通りとする。
  - 1) 投稿料は3頁までは1頁につき3,000円とし、超過頁については1頁につき5,000円とする。なお、写真を含む場合には割増料金を取ることがある。
  - 2) 別刷を希望する場合は著者負担とする。なお、論文筆頭著者には、論文PDFファイルを無料提供する。
  - 3) 原図が不良の場合は製図を業者に依頼することになるが、実費は著者負担となる。
10. 掲載原稿は返却しないが、写真および図版で特に返却を希望する場合はその旨表題の上に朱書すること。
11. 本投稿規定は令和5年4月1日から施行する。